

局長

事務部長

事務課長

各部課長

部員

吳 總務部長 殿

復補第一〇七八號

昭和二十二年九月十六日

事務主任

29/23

九月十六日 送付

復員廳第二復員局補給部長

各地方復員局補給部長 殿

横須賀 吳 佐世保 大舞 阪輔

餘剩食糧の處分に関する件照會

首題の件に就て別紙

1 五月二十二日附CONFEE/L-1103/RH(八〇)(1107)

2 七月二日附CONFEE/L-1103/RH(八〇)(1144)

3 八月十四日附CONFEE/L-1103/RH(八〇)(1182)

の通米糧庫海軍部隊指揮官から通知があった

右書類に依て處分計畫を樹て逐次訓令を出される豫定であるから處分す

0932

る毎に處分報告を當部へ二通へ一通は米極東海軍部隊指揮官用へ地方軍
政部へ一通速に提出せし相成度
尙特殊物件（准特殊物件）は内務省へ終戦後の購買品は主官省へ移管の
ことに訓令されることになつてゐる

寫送村先、各復員局總務部長

（別紙英和文各一通添）

（終）

0933

一九四七年五月二十二日

OFFICE / L-1103 / RH (80) (1107)

發極海軍部隊指揮官(參謀長M. W. ワード)

宛第二復員局

經由 東京終戦連絡中央事務局

餘剩糧食處分の件

開聯(A)一九四七年四月一日現在在庫食糧表

(B)一九四七年四月四日現在處分すべき餘剩食糧の品名及數量

1 右開聯(B)の表を *Com. Navy* 宛提出せよ。右表には左を明記

のこと

(1) 終戦時元日本海軍の所有していたものの品名

(2) 終戦後第二復員局の入手したものの品名

2 終戦時元日本海軍所有の餘剩食糧は日本内務省に移管し民間の

0934

使用に供して差支ない。

3 終戦後第二復員局の入手した餘剰食糧は其處を通じて入手した官廳へ適當な計理により返還して差支ない。

(終)

0935

一九四七年七月二日

ONFE / L-1103 / RH (80) (1441)

發極東海軍部隊司令部參謀長 *N* 氏
宛復員廳第二復員局
經由 東京終戰連絡中央事務局

過剩食糧處分の件

關聯文書(A)一九四七年五月二二日附 *Com* *Ann* *Fe* 一貫番號一一〇七

(B)一九四七年六月二三日附 O L O 書簡第二九二號 (P D)

1 關聯文書(B)は第二復員局が二群に分けて所有してある食糧の一覽表である

イ(A)表は終戦時海軍の貯蔵してある糧食の種類及數量を示してある
ロ(B)は終戦後第二復員局が購入した糧食を示してある

2 關聯文書(A)は過剩食糧を他省へ移管することを第二復員局へ許可し

0936

た
る右(A)の群に属する食糧の移管に際しては、民間用として日本側へ返還した敵産(勘定中へ入れる必要がある)ので、地方軍政部を経て報告を提出しなければならぬ。

0937

一九四七年八月十四日

ONFE/L十一の三/RH(八〇)第一八二九號

發 米極東海軍部隊指揮官代理

參謀長 M・W・バード

宛 第二復員局

(經由東京終戰連絡中央事務局)

第二復員局所有餘剩食糧の處分に関する件

關聯文書(A)一九四七年八月十三日附(二復所有食糧の説明)に関する

SDB 第四五〇號

一關聯文書(A)の研究は左の三つの假定に基いてゐる即ち

(A)第二復員局職員は一九四七年十二月まで一〇〇〇〇〇名の水糧

を維持することとであるが、これ明らかに少くも二五%高く見

積つてゐる。

0938

(B) 第二復員局職員は一九四八年三月まで四〇〇〇名の水準を維持するとのことであるが、これも悉らく二〇％高い見積りであらう。

(C) 第二復員局職員は一九四八年八月まで二〇〇〇名の水準を維持するとのことである。この数字は一應至當と思はれるも、右は同期日までに掃海作業如何なる決定を見るかにかゝつてゐる。

二右假定を用いれば或る部門には食糧の過剰を來たし或る部門には不足を來たしてゐる。

三表中の過剰食糧は民間の使用に供するため速に内務省に移管し、同時に移管食糧報告書寫しを地方軍政部及米糧海軍部隊指揮官に提出せよ

四不足を示す場合と雖も右假定は相當餘裕を見たものなる故實際に

は不足は存在せざるものと思はれる。従つて食糧の追加購入は必要としない。

五一九四八年十一月十五日現在の食糧目録につき同様の報告書を極東海軍部隊指揮官宛提出せよ。

(終)

0940

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST
Tokyo, Japan

File # : ONFE/L11-3/rh(80)
Serial : (1829)

14 August 1947

From : Commander Naval Forces, East.
To : Second Demobilization Bureau.
Via : Central Liaison Office, Tokyo.

Subject: Excess Provisions Belonging to the Second Demobilization Bureau - Disposition of.

Reference: (a) SDB ltr Serial 450 of 13 August 1947, "Explanation on Foodstuffs Stored by Second Demobilization Bureau."

1. The study of reference (a) is based on three assumptions as follows:

(a) Second Demobilization Bureau personnel continue at level of 10,00 thru December 1947. This admittedly at least 25% high.

(b) Second Demobilization Bureau personnel continue at a level 4000 through March of 1948. This figure is again on the high side by perhaps 20%.

(c) Second Demobilization Bureau personnel will hold at a level up to 2000 through August 1948. This figure appears reasonable but is dependent of what the decision is on minesweeping by that time.

2. Using the assumptions listed above there shown an excess of feeds in some categories and a deficiency in others.

3. It is directed that the listed excesses be transferred immediately to the Home Ministry for civilian use with information copy of materials transferred to the local Ministry Government and to Commander Naval Forces, Far East.

4. Where a deficiency is shown it is expected that, since all the assumptions are on the generous side, an actual deficiency may not exist, so that additional purchases of food will not be required.

5. It is directed that a similar report of inventoried be submitted to Commander Naval Forces, Far East as of 15 November 1948.

H.W.
H.W. BARD
Chief of Staff

Received: 15 Aug 1.30 p.m.

Shukan: PD
Copy : President
V. Minister
V. President
D of E
D of DA
EF. PR

0941

五五

昭和三十二年十月十四日

是地方面長

佐世係地方長

物申拂下申持、津持

二復松第一三九年、三五三九首題ノ件

副紙、目下三九三九ノ文取也ラシ

(副紙)

281

(竹秀納)

毎頁

0942

興復第五五二

昭和二十三年十月一日

吳地才復為長

大坂地方復為長

物申林下申請、件移詳

二復始、為三三三三、三五三三、有自三三三三

別、直了三三三三、三三三三、三三三三

別、三三三三

(Handwritten signature)

(竹秀納)

海軍

0943

五五〇

昭和二十二年十月廿一日

吳地方復員局長

播磨縣地方復員局長

物件拂下申請件移牒

復原費二二九九千、三五二員首題ノ件

別紙、自了シタルノ旨、復原セラルル旨

別紙

(Signature)

(竹秀納)

海軍

0945

10

局長

総務部長

部外秘

庶務課長

各課長

部員

兵地方復員局物件処理委員会幹事長殿

五部一括

二復補物第百一號

昭和二十二年九月二十三日

務主任

210.0

宇長 宇長 宇長 補給部

長 宇山部

中央物件処理委員会幹事

各地方復員局物件処理委員会幹事長殿

移管資材一覽表等に關する件照會

二復補物第百一號による首題の件は左記の経緯によるものであるから事
理に照してはこの趣旨に副うよう實施ありたい。

一 G.M. 等では二復の保有している物品は全部（補給用物品、職用物品
共）戦利品でこれを工復業務遂行上必要のため渡してあるもので不要
に歸したものは全部連合軍のものであるから當然の G.M. 等で自由に處
理し得るものと考へてゐる。

二 官方としては二復保有物品の性相並びにその處理要領は左の通りと考
へてゐる。

0946

(イ) 特殊物件

二 各方面を調査した結果各地方とも連合軍に接收された後民需用として内務省に引渡されたものの中から復業務遂行上必要な物品を内務省地方廳を通じ引渡しを受けた物品と認められる。従つて全郵連合軍から内務省に民需用として引渡された物品の枠内のものであり既に内務省側から連合軍が返還敵産調書(連合軍の戦利品中日本政府に引渡された物品の調書でこれを資料として連合軍は日本政府からこの代償を徴収するものである)を作成するに必要な資料を提出済のものであるから不要品を生じた場合には之を工復から内務省に返還すべきものである。

(ロ) 準特殊物件

左の二種となる。

(一) 内務省に返還されることなく連合軍から直接工復用として引渡された物品。

従つて連合軍が返還敵産調書に記載するために改めて當方から處理報告の提出を要するものである。

(二) 當然連合軍に接收される筋合のもの（連合軍で軍需品と見られるもの）であるが接收されることなくその確保有している物品は、これには接收されなかつた部隊以外の自活用調度品消耗品等も含まれる。

従つて嚴密に云えば本品も全部右報告を要することになる。

準特殊物件の處理要領は左の通りである。

(1) 被服

特殊物件以外は殆んどなく又強度の統制品であるため全部一括特殊物件として處理する。

(2) 糧食

特殊物件に準じ内務省地方廳に保轉し處理する。

(3) 燃料

特殊物件に準じ内務省地方廳に保轉する。但し現物は特殊物件を處理する場合と同様内務省地方廳と運輸の上石炭配給公團に外渡す。

(4) その他

特殊物件に整理するか或は特殊物件に準じ内務省地方
する。第四號の二及び四参照

但し接收をうけなかつた應用物品に關しては第四號の二に
よる。

(ハ) 購買品

終戦後二復の豫算に購買した物品。

これは明かに右報告を要しない。

本品の處理要領は左の通りである。

(一) 被服 準特殊物件と同じ。

(二) 糧食 中央におしつて個々に關係省と協議し處理要領を決定し
これに従つて處理する。

(三) 燃料 準特殊物件と同じ。

(四) その他 (1) 建前として内務省地方廳に供購することを
て處理する。

(2) 統制品は内務省地方廳に連絡の上統制のルートに乗るよう
處理する。

但し内務省地方廳で了解したものはこの限りでない。

(3) その他は二復だけで處理するものであるが特殊の重要なもの又は數量の特に多いもの等は世間の誤解を受けることを
防ぐため一應内務省側の了解をとつておく方がよい。

(4) 價格の決定等には要すれば地方の主務廳と連絡した方がよい。

(三) 廢品

毀損して再用の見込のない物品。

特殊物件、準特殊物件、購買品にも該當品はあるが本品は使用不能
のものであるから右報告の必要を認めない。

本品は地方復員局自体で處理する。但し統制品に類するものは地方
の關係主務廳と協議の上處理する。又状況により内務省地方廳に
移管ししも差支えない。

但し燃料（容器を含む）及び被服、糧食の處理は中央において關係

審と協議の上實施する。

已前紙に於て物品の性格を詳細に説明したが、ヨリヨリでは當方の物品の區分には全然興味なく、結局一理した全物品を報告し、これに記事を附して内容を區分することにした。

ヨリヨリとしては連合軍か、内務省に引渡した物資には官廳用（實際は該富品は存在しない）と、一般民需用とがあり、二復の保有する特殊物件は二復は官廳であるからこの官廳用のもの（實際は一般民需用のものである）であり、従つて當方の考える内務省に返還された民需用物資（既に連合軍に對し内務省側から返還敵産調書に記入する資料を提出済のもの）の枠外と考へているのでこの儘處理されると二復保有の特殊物件の殘品については連合軍から二重に代價を徴收されることとなる。

四 移管資材一覽表記註要領

右の狀況であるから報告調書は左の要領によらねたい。

（一）記載物品は當月處理した全物品（廢品處理のものを除く）を記すこととなる。

尙廳用物品の處理に關しては一九四七年六月二十三日附

(50) (英文寫添付) により内務省に返還の上移管器材一覽表に記
載報告するより許可されている關係もあり、この處理を全然連合軍
に報告しないと建物處理の際その附屬品として又問題となるおそれ
が極めて大であるので從來特殊物件外一嚴密に云へば準特殊物件で
ある一として地方復員局自体で處理して來た處でも一新相當多量の物
品を處理する對象となる官廳と大きな公共團體に渡すもの等につい
ては準特殊物件とし或いは内務省側に追加リストを出し特殊物件に
入れて必ず内務省を通知し處理し連合軍への報告に記載することとす
る。(購買品以外を内務省を通知しないで處理した報告を出す前記
の指令違反と云われるおそれがある)
(ロ) 記帳欄の記註が最大の問題であるから判断に迷うものも多數あるも
のと考えられるが連合軍から二重に代價を徴收されることとならな
いよう左の趣旨により處理ありたい。

→購買品は問題はない。

(三)

準特殊物件の記入するごとく、この要領で記入する。

(1) 接收の上直接二復に渡されたものは引渡された年月日と引渡を行

った連合軍部隊名を記入。

(2) 接收を受けなかつたもので追加リストを出す等の方法により特殊

物件として処理するもの以外は(1)の接收を受けたもの一括処理

する。

(四)

特殊物件と記入することなく一連合軍接收後民需用として内務省に

引渡された物品のうちである旨を明示する必要があり。又この根拠を明

かにするたためなる。内務省地方部から何時引渡されたかを附記する

とが必須となる。内務省地方部から何時引渡されたかを附記する

保受の物品や紙類等はおおむねくどれがどれたか解らない状態は

なつていゝる。種類不明なものは御連合軍関係

は準特殊物件として処理せざるを得ないこととなるが物品を消費す

る場合同題のものは準特殊物件として購入品の順序に消費する

から残品には概ね本来の準特殊物件は多く、特殊物件と購買品で

ると見做し左により処理ありたし。

但し本處理法によるのは不適當と認められるものは準特殊物件として處理ありたい。

(1) 遺納品

特殊物件であつたものでも供給によつてその性格が不明となつたもの（内務省地方廳の特殊物件のリストから落ちてゐるもの）艦艇接收の際搭載してゐた物品で内務省を過すことなくその儘二後に引渡され準特殊物件となつてゐるもの及び購買品があるか何れにしても終戦後日本内地で生産してゐないものは特殊物件外として處理（購買品なみに一復自体で處理）することは一般には地所しない（例、遺納の全な経線儀を購買品なみに處理することは不適）からこれ等も全部特殊物件として處理する。

尚此の際内務省からの授受年月日も不明となるが、これは要すれば關係内務省地方廳と連絡し同一品種のもの一括する例、時計の特殊物件在庫が二個あり、二個を別々に購入した

の三個と同一年月日に内務省から受取ったこととして處理し、
の方法で處理されたい。

又重複するおそれのないものは内務省に追加リストを出して處
理されてもよい。

終戦後購買したものと同一品種の物品で特に購買品として處理
を要するものは購買品と一括處理されて差支えない。但しその
際数量的に過大とならないよう考慮を要する。

(2) 保釋受品

保釋元を照會してもおそらくは不明と思われるから本品も購買
品と同一の要領で同一品種のものど一括する等の方法により特
殊物件と購買品に分けて處理する。

0955

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST
Tokyo, Japan.

File: ONFE/L11-3/rh(50)
Serial: (1368)

23 June 1947.

From: Commander Naval Forces, Far East.
To : Central Liaison Office, Tokyo.
Subject: Disposition of Supplies Held in Custody of
Second Demobilization Bureau as submitted by
Reference: (a) CLO Ltr No. 232(PH) dated 30 May 1947.

1. The plan for disposing of clothing and office articles in custody of the Second Demobilization Bureau as submitted by reference (a) is approved.

2. When materials are transferred to the Home Ministry for civilian use, submit listing and report of the materials that are transferred to the local Military Government Unit.

H. W. BARD;
Chief of Staff.

cc:

5th Army (MO)
GDB
Min. of Finance.

Received: 24 Jun 11.20 p.m
shuken : P.M
Copy : D of GA
PH
EG

0956

物件處理に關する打合せ

十月十四、十五日に亙り中央委員を交へ打合せ及質疑應答せる處は概して次の通りである

一、物件修費へ拂下一の具體的計畫を定め之を實施するためには將來の補給計畫を定めなければならぬが本會議では一應來年三月末迄試航船二隻に對して補給するものとして之に要する物件を保有するものとして残部を修費するものとする而して試航船が十二月運輸省に移管になる場合は來年三月迄の物件は十二月初旬に夫々格取し運輸省との手配を下す

二、衣糧及燃料の修費は全部從來通り中央の指示に依り實施するにつき中央に於ける之が手續は迅速を旨とする

三、備品類は在に依ること

一、第一種備品は申請者に對する拂下方針を決定し中央に具申すること
二、第二種備品は地方的に應急要領を關係の向と協議實施し差支ない之際中央に對しては特種の意味で具申すること



興地方復興局總務部

④其の他の無線機器、掃海器具、造修材料等は既指示の通り

四 補給部が直接保管中の物件は將來試航船へ又は運輸省へ搭載へ移管一するものを盡分残置し其の他のものは十二月中に廃棄する方針である前者は不要とならば廢棄整頓期間中に移管する

五 下船及艦山基地保有中の物件にして佐世保其の他に移動する物件は速かに具体的に指示すること本件進れる時は殘余の物件整理に相當困難あるを免れず

六 奥には他艦より保轉を受けたる物件が大部分で特殊物件は少い従つて保轉品は索性がわからないから遺納品と共に準特殊物件に入れてある艦力特殊物件に組入れる考であるが中央方針一此の際無難件は禁物であるから保轉元よりその索性を奥艦に通知せしめる艦中央で努力する通知がなれば或る程度準特が増加するも已むを得ない

七 物件整理は短期間に實施することが必要であるが艦力職員等に有利になる如く致し度い之が爲に時日を要する時又は受入態勢が悪く物件がはけ多い時は一括して倉庫共内務省に移管する事も考へてゐる

八 大阪行艦特六艦には十一月十五日迄の必要物件を補給する取扱主任は

艇長とする

九下藩より佐世保に廻航する願附將二圓筆には七月分位の必要物件を積

載し取扱責任者は艇長又は許基準艇長とする

結論

物件運搬を指令期間内に圓滑に實施し得るか否かは左の二件にかか

一 將來試航が續行せられる場合又は願附が運搬者に修管になる場合と

の程度の物件を運搬省に修管するかを速に決定駁却すること

二 下藩及徳山基地撤出物件を具体的に指示すること（早目）

（終）

0959

吳地復局

一九四七年九月二十一日 六、一〇〇〇(接受)

特書 COME/1-11-3/FH(86) 第二一九〇號

庶務主任

米極東海軍部隊指揮官代理參謀長 N.W. ハード

第二復局

東京終戦連絡中央事務局

第二復局保管物件の處理について

附運文書 (a) 同一首題に關する一九四七年八月二十八日附 O.L.O 書翰第七四

一號 (PD)

(b) 同一首題に關する一九四七年四月二十二日附 COME/1-11-3 書翰第八

八〇號

一、附運文書 (b) は余剩物件の内務省移管につき第二復局に與へて總括的承認の方針を示してある。

二、附運文書 (a) は物件移管に對する認可を與へ且つ提出すべき報告を列舉して居るので附運文書 (a) の様な替翰を提出するには及ばぬ

(終)

1026
0960

局長

調査第一号第一五七号

昭和二十二年九月二十日

210.15

各都道府縣知事殿 内務省調査局長

昭和二十二年八月十五日附調査第一号第一五七号指定生
産資料製法規則の施行に伴ふ特殊物件原資料の取
扱に及ぶる件 通牒との関連において 昭和二十二年五月
十五日附調査第一号第六八号が首題件名通牒を
全部元の通り修正するから此の實施に遺憾なき
と期せられたい
尚本件については厚務定安本部、高工省、運輸省

と柳謙清よりつき申添候子

詔

一第一種需品（炸燵、長短銃の需品及の無線炸燵類を主
く）（旧海軍の兵器中）直接戦争に使用される兵器は
なにか取扱を慎重にし調達も容易に可る為兵器
と呼稱したものであって眼鏡類、時計類、昔電炸燵
亦類、掃梅、突係兵器、其の他極めて雑多である
地方復員委員は復員總裁の承認を得て都道府
縣知事にこれを保存對換する。都道府縣知事は其の
其の品目及の数量を内務省調査委員の長に報告する
調査委員は其の処方針を決定し（地方知理運輸
省海運総局に存託）差業復員委員に拂下
げ給仕公署に拂下げ等知理委員令に拂下げ等

都道府縣知事に連絡する。代金納入告知書は都道府
縣知事に連絡する。代金納入告知書は都道府

二、第一種 需品

(新調) 需品であつて極めて多額多枚である。紙

鉛筆、釣糸、蛇皮、帆布、口巾、文、タイプライター、裁縫

機、自衛隊用、靴、石、鉄、人、良、器、数、近、ある

地方復元の長は復元、鑛院、教、の承認を要し、都道府

縣知事との交渉を要し、都道府縣知事は、互に

其の要目及の数量を内務省、調査の長に報告する。

調査の長は、関係者と協議の上、その処理方法を決定

し、地方知理、運輸省、海、陸、省、の承認を要し、都道府

縣知事に連絡する。代金納入告知書は都道府

縣知事に連絡する。代金納入告知書は都道府

三、聴くおいて参りする
三、造修材料

(新) 認給造修用としての規程料であつて認板認
棒、認板、非鉄金属類等である。
地方復多の長は復多廳総裁の承認を以て都道府
縣知事人之を併行轉換する。都道府縣知事は之を
認給公事に拂下りその品目及数量を内務省調
査の長に報告する。此の場合拂下ける物件の指定生
産者我であるときは運轉有海運総局又は地方海運
局の認給公事の引取数量を確認の上認給公事に
對して指定生産者裁割を規則に基く販賣業者
割當證明書を参りし認給公事は右證明書を都
道府縣廳に提出し正式拂下りを受けける。

0964

代金収入知事は都道府縣廳において暮らす。
 四、衣糧類（衣服及糧食）
 地方復舊の長は復舊課總裁の承認を経て都道府
 縣知事と之を併行特許する。都道府縣知事は直
 にその品目及び数量と内務省調査の長に報告
 する。調査の長は又復舊省と協議の上その知事
 方法を決定し都道府縣知事に連絡する。代金
 収入知事は都道府縣廳において暮らす。
 五、謝金等。他
 （利子等の事務用品 其の他大部分の施設は
 物の雑品類である。）
 地方復舊の長は復舊課總裁の承認を経て都道府
 縣知事とこれと併行特許する。都道府縣知事は特

御物件として、これを処理し代金納入告知書は都道
 府知事兼廳におきて暮らします。
 六、都府長官の第一種席の品（掃揚具、銀索等）
 地味、復き、高長は復き、廳總裁の承認を以て都道
 府知事兼廳にこれを保存し持続する。都道府知事
 は、在り、その品目及び数量を内務省調査の長に
 報告する。調査の長は、西工者と協同の上、其の知
 理方法、運轉、有由、運送、品目、併、抗、特、無、換、意、奉
 復、興、公、事、に、拂、下、げ、批、給、公、事、に、拂、下、げ、等、を、決
 定し、都道府知事兼廳に連絡する。代金の納入告知書
 は、都道府知事兼廳に於て暮らします。
 七、毎、緑、林、思、報
 地方復き、高長は復き、廳總裁の承認を以て都道

0966

府務知事は此れを併行時換する。都道府務知事は
直ぐ此れを逋債有一般会計に併行時換する。

以上各項目に入り物品の管理並に代金取入告知書の
審判(第七項及の号若知理委員会に拂下げ場
合を除く)は都道府務廳にありしり子のでありて
下届後には内務省調査の又は都道府務廳に於
て拂下げも決定した時の公定届後を基準とす
るの詳細は別途連絡する。尚第七項に於て
は特殊物件中逋債有一般会計に併行時換
する逋債若我と同族の管理措置をとるものである。

0967

吳地方復員局
總務部長殿

二復員第二三九號の四二

昭和二十二年十月二十二日

局長



總務部長



庶務課長

第二復員局係有持殊物件の處理方針に關し昭和二十二年五月十七日附調査
局發第六六八號により内務省調査局長から各知事宛連絡されていたが身
同別紙寫の通り内容の一部を變更されたから各地方に於ける處理も本方針
に従い實施のこととせられたい

地方復員局總務部長殿

物件處理方針に關する件照會

第二復員局總務部長

庶務主任



部員



一別紙七部添

人事部長
庶務部長
三伏部
一即
一即
一即
一即
一即
一即
一即

(務)

0968

調査を容易にするため、既述の既述品を海軍省に委託し、時計類、
銃、銃機、砲、砲機、掃海関係兵器、その他種々の雑多である。

地方復員局長は、復員局總務課の承認を経て、都道府縣知事にこれを保管

轉換する。都道府縣知事は、復員局總務課の承認を経て、内務省調査局

長に報告する。調査局長は、所管品類の保管方法を決定し、地方復員、運輸省

海運総局に保管轉換、産業復興省に拂下扶、六批糧食、拂下扶、兵隊

理委員会に拂下扶等、都道府縣知事に連絡する。代金納入告知書は、都

道府縣知事に於いて發行する。二〇六號「部款出資資材購置

二、第三種物品 二、第一品目 復員局調査品類の調査品

（所謂消耗品類であつて、極めて多種多様である。紙、鉛筆、釣床、蛇

管、帆布、白本文「タ」、「タ」、「タ」、敷物機、自轉車、右靴、食

器類である。） 内務省調査局

地方復員局長は、復員局總務課の承認を経て、都道府縣知事に之を保管轉

換する。都道府縣知事は、直ちにその品目及び数量を内務省調査局長に報

告する。調査局長は關係省と協議の上その處理方法を決定し、地方復員

地方復員局長は復員廳總裁の承認を経て都道府縣知事にこれを保管轉換
する。都道府縣知事は直ちにこれを逓信省一般會計に保管轉換する
以上各項目に亘り物品の經理並びに代金納入告知書の發行（第七項及び兵
器處理委員會に拂下げる場合を除く）は都道府縣知事において拂下げを決定
した時の公定價格を基準とするか、詳細は別途通牒する。なお第七項につ
いては特殊物件中逓信省一般會計に保管轉換する通信器材と同様の經理措
置をとるものである。

終

0973

長

総務部長

庶務課長

課長

職員

中連合第五二號

昭和二十二年十月二十五日

庶務主任

終戦連絡中國事務局

廣島縣知事

吳復員局長官殿

旧海軍余利物資の拂下げに關する件

首題の件に關する極東派遣米國海軍吳駐在

武官宛、吳復員局長宛、十月二十五日付第ニ九号

公文字一部既に仰承知のこととは存ずるが念のため

別添送付する。

本信送付先、廣島縣知事、吳復員局長官

當局に其のものと同一文を付す事

別紙添附

2210

終戦連絡中國事務局

0974

吳復第六二四號

昭和二十二年十一月六日

第二復員局總務部長殿

吳地方復員局總務部長

電探引渡目錄の件

總々十三番電（十一月五日）關連

捕鯨母船裝備の爲三波工業株式會社に當復より引渡せる二十二號電探別紙
目錄の通に付然るべく取計ひを得たい

別紙添

（終）

0975

(別紙一)

二十二號無線探信機二型改四号機自録

二器機内詳

| 品名 | 数量 | 品名 | 数量 |
|-------|----|--------------|-----|
| 送信機 | 一基 | 無線探信機 | 一組 |
| 受信機 | 一基 | 無線探信機 | 一組 |
| 同別機 | 一基 | 蓄電池三號三基三基人 | 七個 |
| 衝波變調機 | 一基 | 同 | 四基入 |
| 送信機 | 一基 | 蓄電池三號十基二十六基人 | 一〇個 |
| 指示機 | 一基 | 三號九號三基附機掛机附 | 二個 |
| 測巨機 | 一基 | 一號九號機掛 | 二個 |
| 定電壓機 | 一基 | 九號機掛 | 一個 |

(美濃野紙乙)

海(終)一軍

0976

| 品名 | | 数量(個) | 品名 | 数量(個) |
|----------|-------------|-------|---------|---------------|
| 三眞空管電球内諱 | | | | |
| 送信機電管 | M 1 3 1 2 | 一三 | 機波電球 | U Y 1 6 A 3 B |
| 同 | M 1 6 〇 S | 二〇 | 同 | U Y 1 7 六 |
| 發振電球 | P 1 2 2 〇 | 四 | 同 | U Z 1 6 三 〇 二 |
| 同 | P 1 1 1 二 | 四 | 同 | U Z 1 6 U 六 |
| 整流電球 | K X 1 1 〇 二 | 二〇 | 同 | U N 1 9 五 五 |
| 同 | K X 1 1 五 三 | 一六 | 同 | P H 1 一 |
| 同 | K 1 2 五 一 | 四〇 | 短波機放電管 | V A B 〇 |
| ブラウン管 | B G 七 五 A | 一六 | ヒ式ホオン電球 | 二 〇 〇 V |
| 機波電球 | H H 1 二 | 七四 | エ式豆電球 | 二 〇 〇 V |
| 同 | H H 1 四 | 二〇 | ヒ式ホオン電球 | 一 〇 〇 V |
| 同 | H H 1 八 | 五 | | |

海軍

(英漢辭紙乙)

0977

國第 三七七六号

庶務主任

22.11.13

昭和二十五年十一月十日

廣島財務局

長官の御署名局長殿

雜種跡書一紙使用兼認取量変更について

昭和二十五年十一月十日五第六五五号で一紙使用兼認
本年九月六日附五第六八七五号で使用条件を變更した
旧徳山海軍量人量之係估定は實際の使用取量に
基き左記の通り使用兼認取量を変更し、事のため了知
トシ

記

| | | | | |
|-----------------|----|----|----|-------------|
| 元用途 | 名称 | 枚数 | 戸数 | 坪数 |
| 徳山海軍量人量 特号官舎 | 物舎 | 一 | 一 | 三六坪二 一坪五 |

新

三六坪二
一坪五

三六坪二

0978

土地復員局

局長

↓局長に再回を希望す

昭和二十二年十月十八日

庶務主任

田 211.9

総務部長

庶務課長

各課長

部員

第二復員局事務部の物件に関するお問い合わせ

第二復員局庶務部

第二復員局

田

0980

第二復員局の物件に関する説明

(三二九三五 第二復員局総務部)

下 概 設

第二復員局は去六月末現在に於て戦時中の帳簿価格を以てしても約二億七千五百万圓に相當する物件（但し調達品を除外し）を保有して居た、其の後物件の處理も順調に進んで居るし且管船掃海各作業に伴ふ補給消耗等も相當に上つて居るから保有數量は急激に減少しつつある筈ではあるが夫でも調達品を加へる時は猶往時の帳簿価格を以て二億圓内外の物件を現有して居ると認めて居る、而して之等保有物件を統つて今日迄各種の誤解、「デマ」等を生じ第二復員局としても屢迷惑を蒙つて居るのであるが其の内最顯著なものは之等保有物件が陰匿物資と誤解される事である又一つは之等物件の成分が恰も二復独自の見解と決定の下に爲され得ると推斷されることである、此の兩者は共に悪質「プロパガンダ」等の策動及民間不良分子等の投書事件等を屢々誘

發し物件保管の直接責任を有する第二復員局としては中央、地方を通じて各種の迷惑を蒙つた次第である。今般之等物件處理に關する連合軍司令部の意向も明確に指示せられ且二復から内務省其の他へ移管された物件類の國內處理要領も漸く軌道に乗つたのを機會とし、二復が物件を所有して居た經緯、對連合軍司令部折衝狀況、今後の物件處理要領の概況等を述べて本件に關する官民間に存する疑惑を一掃すると共に最迅速且有効な國家的措置を採り得る爲の參考資料を提供致し度い

二 第二復員局物件保有の經緯

第二復員局現有中の物件には取扱上の性格から見て次の三種類に區分される

第一は終戦後の新規調達品であるが之は他の官廳が物件を調達して居る場合と何等相異は無いし又之が處分も全く國內問題として整理し差支無いものであるから詳しい説明は省略する

第二は舊軍需品であるが、一應米國軍が接收した形式を採つた上日本

政府へ返還したものの所謂特殊物件なるものを再配分されたものである。之は日本側の見解を以てすれば調停品と同様に取扱つて可然と認められるのであるが性質が軍需品であつた丈に連合軍司令部としては容易に了解してくれない。即ち舊軍需品は一括連合軍の財産であるから之を内務省へ移管する場合は總て日本側への物資返還目録に計上すべきものとの主張である。

實際問題としても特殊物件と次に述べる準特殊物件とを判然と仕分け出来ない部分もあるし、更に英海軍の占領地下に在つては同軍が二復の物件全部を再接收するやの氣配があつて問題は相當複雑化して居る。何れにせよ特殊物件は一應は日本側への返還物資として登録されたものであり之が價格評定も着々進んで居ることであるので我々としては仕分けの出来得る限り賠償の二重取りされることを防ぐ如く努力せねばならない。

第三の分類は終戦直後から今日迄第二復員局が課せられた特別任務の

遂行上當時の米海軍第五聯隊司令部の指示に基き保管補給を續けて來たものである、之は明確に軍需品であり且連合軍の管轄下に在るものであるから司令部の許可を得なければ處理し得ない、而も其の量は最も多かつた（其の後地方的に特殊物件として取扱ふように措置されたものも多い）、第二復員局は之等を準特殊物件と呼稱して昨年の中期頃迄は何等の疑義も無く保有し且供給を續けて來たのであるが第二復員局の特別要務の見透しも漸次判明するに伴ひ保有量に相當の餘剰を生ずることが豫想されるに至つた

此處に於て第二復員局は昨年十月中央及地方に夫々物件處理委員會を設置し其の後の必要量並に在庫量等を詳細に調査研究を進めると共に餘剰見込量の處分方針に關し内務省とも協議の結果、G H Q、G 4の意向をも伺ひ結局二復の直接主務監督機關であるQ N Pへ夫々申請の上許可を得る毎之を國內問題として所要の移管並に引渡手續を採るを適當とするとの結論に達した、斯くて二復は同年三月中旬以來俟有物

件を第一種需品、第二種需品、被服、糧食、造修材料及掃海關係要具の六品種に分類整理の上逐次之が放出計畫に就きO.N.F.へ申請した處を内務省（調津品は主務官廳）へ移管を進める爲所要の令津を發布したのであるが各地方軍政部又は現地軍等から各種の構念が入り加へての引渡しは遅々として進まなかつた

二行としては之等難問打開の爲常に内務省との連絡を密にし、O.N.F.各地方軍政部に對し誠心誠意を以て折衝の結果逐次局面の好轉を見て現物が大規模に動き出したのは八月下旬（大湊の分は四月）からである、爾後物件の移管は概ね順調に進んで今日に及んで居るが内務省其の他が之等物件を引受けものには人員、豫算の面で相當に困難な問題がある

現在二復保有の物件類の大部は各地方復員局に於て補給部倉庫又は各

捕獲基地の構納庫に比較的嚴重に保管されて居るが第二復員局の閉廳も亦來春劈頭と豫定しある今日相當尠大なる物件の處理は最重要であり又最即急を要する状況下に置かれて居る

三其の後のONPとの折衝の經緯竝に今後の物件處理要領

(1) かねて其の處分を留保されて居た掃海要具の放出に關しては去九月十日ONPの認許を得た、又造修材料の處理に就ても單行の認許は得ないけれども米海軍に於て造修用として若干の資材を取得する外放出差支なき旨の意向が明かにされて居る、従つて昭和二十二年九月二十三日附二復連第一二九六號を以てする總括的申請及ONP L 1113 / rh (Y 60) (二一九〇) 號の原則的指示に據れば二復物件處理に關する根本方針は餘す所なく了解し得る、即ち要點次の通りである

(一) 舊海軍電需品の内連合軍の占領政策に必要なものは直接接收するか又は二復をして暫く保管を續行せしめ適時所要の指令に依り處

詳する、尙二復今後の個有業務に對する物件の保管並に補給計畫

は人員の算定及作業終了豫定期日に關し豫猶を見込み過ぎて居る

二前項以外の舊軍需品は差當り餘利物件と認定して之を内務省へ移

管することとを許可する、但し之等は連合軍から日本政府への返還

物件として登録を要するから其の品種、數量表を各地方軍政部へ

其の都度報告すると共に寫をONPにも提出せねばならぬ

三終戦後の購買調達は餘剰を生ずる毎に之が入手に關係した主務

官廳へ移管して差支ない、但し實際の取扱に際し前各項と混同し

問題を起す虞を避くる爲物件の性格に關し説明を加へて二項に準

じた連絡を爲すべきである

四第二復員局は今後の情況變化並に新事態に應ずる爲來十一月十五

日現在の食糧被服等の補給計畫並に物件目錄を作製の上報告を提

出すべきである

四而して前述の第四項の狀況變化に就ては一九四七年十月四日附

A P E I N 一七九一號の指令に依り明確となつた。二復としては、本
營に十一月十五日を俟つこと無く今月中にも物件整理に關する基本
計畫を樹立し十一月末迄には物件移管に關する所要の令澤を全部發
布致し度い希望であつたが今此の指令に依りその必要は決定的とな
つたのである、従つて之等物件の應分が第二復員局の閉願期（今年
六月迄）に終了するか否かは主として受取態勢の如何に存する、二復
員局としては今務の物資移管は品種、數量の整理を終り次第一刻も速に
移管手續を進めて行き度い、而も年末迄に越大な物資の移管即ち物
資保管の責任から完全に解放せられ度い意向である、之が爲には現
在の倉庫入りの態移管をせねばならぬものも當然あると思ふ、之
等移管を促進し且速に適切な需要に向けらるる事は日本に於ける物
資逼迫の窮狀を救ふ意味から見ても實行せねばならぬ事と思料する
如般本事務を圓滑且迅速に進める爲には中央各省間及地方各機關間
の連絡を常に十分に保たねばならぬ、二復員局としては今後共出來

0988

得る限り各省との連絡を圖り度意向であるから、各省共十全の協力を
供與せられ度い希望である。

以 結 論

二復としては近き將來の閉廳に對し最も困難を來すものは物資の處理
問題と思つて居る、終戰時に於ける儘か七一三件の不正事件に對して
も誠に申譯ない事と思ひ、之が真相の究明をその後始末とに眞面目な
努力をつづけ且爾後の物件の處理については益員涙ぐましい努力をつ
くして不始末のない様に慎重に實施して來たのであるが、更に近き將
來に於ける閉廳に際し再び終戰直後の如き混亂と悪名を蒙るに於ては
全く潔く戦死した英靈や、其の後唯々正しきをのみを乞求して努力し
て來た殘留員に取つては全く泣くにも泣けない痛憤事である、二復殘
留員としては今後共飽く迄公正にして俯仰天地に恥ぢざる物件處理の
方針を堅持致し度いので豫め關係各省の協力を懇願する次第である。

(一) 昭和二十二年九月二十二日附二復連第一二九六號

(二) 〇〇〇〇 / 〇〇〇〇 / 〇〇〇〇 (六〇) (二一九〇)

(三) 一九四七年〇月〇日附 Seapin 一七九

源

0990